（消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「（昭和六十三年法律第百八号）」の下に「第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当する課税資産の譲渡等及び同法」を加え、同条第三項中「、課税資産の譲渡等」の下に「（同法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当する課税資産の譲渡等を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「百八分の八」を「百十分の十」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中消費税法施行規則第一条の改正規定、同令第二条の改正規定、同令第五条第一項第四号イの改正規定、同令第十二条の改正規定、同令第二十一条第二項第一号の改正規定、同令第二十二条第三項第一号の改正規定及び同令第二十七条第一項の改正規定並びに第二条中消費税法施行規則の一部を改正する省令附則第二条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「百八分の八」を「百十分の十」に改める部分を除く。）並びに次条及び附則第三条の規定　平成二十七年十月一日

二　第二条中消費税法施行規則の一部を改正する省令附則第二条第三項の改正規定（「百八分の八」を「百十分の十」に改める部分に限る。）及び附則第四条の規定　平成二十九年四月一日

（国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る請求書等の保存の特例）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第三十八条第三項の規定により消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存を改正法附則第三十八条第三項に規定する電磁的記録の保存をもって代える場合には、当該電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしなければならない。

2　前項の規定に基づき同項に規定する電磁的記録を保存する場合における消費税法施行令第五十条第一項及び消費税法施行規則第十五条の三の規定の適用については、同項中「及び請求書等」とあるのは「及び請求書等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十八条第三項の規定により請求書等に代えて保存する場合における同項に規定する電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）」と、消費税法施行規則第十五条の三中「請求書等（」とあるのは「請求書等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十八条第三項の規定により請求書等に代えて保存する場合における同項に規定する電磁的記録を含む。）」とする。

（登録国外事業者の登録申請書の記載事項等）

第三条　改正法附則第三十九条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号において同じ。）及び納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地並びに日本語及び英語で記載された住所等。以下この号において同じ。）（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）を有する者にあっては、氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号）

二　消費税に係る事務所等（改正法附則第三十九条第五項第一号に規定する消費税に係る事務所等をいう。次項第一号において同じ。）の所在地又は税務代理人（同条第五項第一号に規定する税務代理人をいう。次項第一号において同じ。）の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地

三　その他参考となるべき事項

2　改正法附則第三十九条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　消費税に係る事務所等の登記事項証明書若しくはこれに類する書類又は税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理（改正法附則第三十九条第五項第一号に規定する税務代理をいう。）の権限を有することを証する書面（同条第六項第三号に規定する書面をいう。）

二　その他参考となるべき書類

3　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が平成二十七年十月一日後である場合における同日から当該施行の日の前日までの間の第一項の規定の適用については、同項第一号中「住所等。以下この号において同じ。）（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）を有する者にあっては、氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号）」とあるのは、「住所等）」とする。

（課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置）

第四条　第二条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）附則第二条第三項の規定は、事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「二十九年施行日」という。）以後に国内において行った課税資産の譲渡等（同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）のうち旧税率適用課税資産の譲渡等（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第十六条第一項において準用する同法附則第五条第一項から第三項まで、第四項本文若しくは第五項本文、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）附則第五条第一項本文、第二項、第三項本文、第四項本文若しくは第五項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十三条第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）以外のものについて適用し、平成二十六年四月一日から二十九年施行日の前日までの間に国内において行った課税資産の譲渡等及び二十九年施行日以後に国内において行った旧税率適用課税資産の譲渡等については、なお従前の例による。

（消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号の改正規定中「含む。以下この章」を「含む。以下この号」を「次条」を「以下この条」に、「という」を「住所等」という」に、「氏名又は名称」を「氏名等」に改める。

第十条の改正規定を次のように改める。

第十条第一項第一号イ及び第二号イ並びに第三項第一号、第十条の二第一項第一号及び第三項第一号、第十条の三第一項第一号及び第二項第一号、第十条の五第一項第一号及び第三項第一号並びに第十条の六第一項第一号及び第三項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名等及び納税地）」に改める。

附則第二条第一項中「、第十条第一項」、「第四項並びに」、「若しくは第十条第一項」、「、同条第四項の規定により提出する書類」及び「、同条第四項の規定により提出した書類」を削り、同条第二項中「第十一条」を「第十条第一項及び第三項、第十条の二第一項及び第三項、第十条の三、第十条の五第一項及び第三項、第十条の六第一項及び第三項、第十一条」に、「第九条第四項」を「第八条第八項、第九条第四項」に、「第七十四条第八項」を「第十八条の二第三項、第十一条、第十三項若しくは第十四項、第十八条の四第五項若しくは第七項、第七十四条第八項」に、「第二十条の二第三項」を「第十八条の二第一項、第二十条の二第三項」に改める。